

【表紙】

| | |
|---------------|--------------------------------|
| 【提出書類】 | 公開買付届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年12月26日 |
| 【届出者の氏名又は名称】 | 伊藤忠食糧株式会社 |
| 【届出者の住所又は所在地】 | 東京都港区南青山一丁目1番1号 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区南青山一丁目1番1号 |
| 【電話番号】 | (03)5771-6371 |
| 【事務連絡者氏名】 | 経営企画部長 山本 貢司 |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 該当事項はありません。 |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 該当事項はありません。 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 該当事項はありません。 |
| 【電話番号】 | 該当事項はありません。 |
| 【事務連絡者氏名】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 伊藤忠食糧株式会社 (東京都港区南青山一丁目1番1号) |

- (注1) 本書中の「当社」及び「公開買付者」とは、伊藤忠食糧株式会社を指し、「対象者」とは、株式会社大阪第一食糧を指します。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社大阪第一食糧

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、対象者の普通株式4,573株（所有割合（ 1 ）27.91%（小数点以下第三位四捨五入。以下、比率の計算において同じ。））を所有する筆頭株主です。今般、当社は、当社の持分法適用会社である対象者との更なる関係強化を図ることを目的として、対象者の普通株式3,441株（所有割合21.00%）を取得するために、平成25年12月25日開催の取締役会において、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。

当社は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、対象者との関係強化を推進する上で、段階的に対象者の株式取得を進めてまいりましたが、本公開買付けは、対象者を当社の子会社として経営権を取得することを企図していないため、本公開買付けの買付予定数の上限を3,441株としております。応募株券等の総数が買付予定数の上限（3,441株）以下の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（3,441株）を超える場合は、その超える部分の全部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。したがって、当社は、本公開買付けによって対象者普通株式を最大で8,014株（所有割合48.92%）所有することになり、議決権比率は最大で49.00%（ 2 ）となります。

対象者が平成25年12月25日に公表した「伊藤忠食糧株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者公表文」といいます。）によれば、対象者は、平成25年12月25日開催の取締役会において、当社による本公開買付けについて、米穀市場を取り巻く環境は、国内需要が継続的に減少していることから、業務提携関係を一段と強固にして、双方の持続的な発展に寄与するために資本提携についても更に一歩進めていくことが必要であるとの結論に至り、また、対象者は非上場会社であるため株主に対する対象者株式を譲渡する機会が制約されているため、譲渡する機会を提供する必要があることも併せ考えた結果、本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者としては、本公開買付けが成立することを希望はしているものの、本公開買付けは対象者の普通株式の全てを取得して完全子会社とすることを企図するものではないことから、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを併せて決議したとのことです。

対象者の取締役のうち、越智孝司は当社からの出向者であることから、利益相反の疑いを回避するために、対象者取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議には参加していないとのことです。当該取締役会には、対象者取締役5名のうち上記1名を除く4名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により上記決議を行っており、当該取締役会には対象者監査役3名（うち社外監査役2名）全員が出席し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の定款には、対象者の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する旨が規定されておりますが、本公開買付けに応募された株式の買付けに関しては、対象者は、平成25年12月25日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、当社が当該株式を取得することを承認する旨を決議しているとのことです。

- (1) 所有割合とは、対象者が平成25年12月24日に提出した第14期半期報告書に記載された平成25年9月30日現在の発行済株式総数（16,383株）に対する割合をいいます。
- (2) 対象者が平成25年12月24日に提出した第14期半期報告書に記載された平成25年9月30日現在の発行済株式総数（16,383株）から、同日現在の相互保有株式（10株）及び対象者による本書提出日現在の自己株式数（18株）を控除した株式数（16,355株）にかかる議決権数（16,355個）に対する割合。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び理由並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）の完全子会社であり、甘味料・小麦粉・油脂・米穀・製菓原料・飲料原料などの食料原料の輸入国内販売を行っております。当社の前身である伊藤忠食糧販売株式会社は、食品原料の輸入及び販売を行っていましたが、平成23年10月に、伊藤忠商事の完全子会社であり、米穀・製パン原材料販売を行っていた伊藤忠ライス株式会社（以下「伊藤忠ライス」といいます。）と合併して、現在に至っております。

対象者は、大阪府下を中心として米穀の販売及び加工業務を主な事業としており、昭和26年に大阪第一食糧事業協同組合として創立されました。平成12年に組織変更を行い、株式会社大阪第一食糧として発足しております。

当社の米穀本部は、伊藤忠ライスの時から基本的には自社にて精米業務は極力行わず、各地の有力精米業者に精米業務を委託するというビジネスモデルを構築しておりました。しかしながら、コンビニエンスストア、量販店及び外食向け商売を更に拡大させて、今後更なる成長を実現させるためには精米業務オペレーションの柔軟性及び価格競争力の強化が不可欠となってきており、当社は精米委託先である企業との資本提携を推進する方向に方針を変更して参りました。その方針の基に、当社の委託先であり、従来から良好な友好関係があった対象者と、より強固な関係強化を目的として、当社は平成21年8月に対象者の主要株主が保有していた対象者普通株式1,640株（所有割合10.01%）を相対取引で取得したことを契機として、平成23年6月には当社の前身である伊藤忠ライス、伊藤忠商事、対象者との三社間での業務提携に関する覚書を締結しております。

その後も当社による対象者への出資によって、対象者の経営基盤の安定化及び業務提携の強化を図り、従来以上の発展・企業価値の向上を実現することを目的として、当社は、平成24年3月に対象者による第三者割当によって対象者が保有する自己株式1,378株（所有割合8.41%）及び株主から相対取引で対象者普通株式104株（所有割合0.63%）、並びに平成25年2月に対象者による第三者割当によって対象者が保有する自己株式1,451株（所有割合8.86%）と段階的に取得することによりそれぞれの経営基盤の拡充と発展を目指した取り組みを進めております。当社の所有株式数は4,573株（対象者が平成25年6月26日に提出した第13期有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在の発行済株式総数（16,383株）に対して27.91%、同日現在の議決権数（16,361個）に対して議決権比率27.95%、取得価格はいずれも1株当たり50,000円）となり、対象者は当社の持分法適用会社となり現在に至っております。

しかしながら、対象者を取り巻く経営環境は厳しく、対象者は、調達・販売面では系統集荷率の低下に対応するために新たな調達ルートの構築や、米穀の国内需要が減少する中での販売数量や収益の確保が求められており、また、生産・流通・品質管理面では多品種・小ロット生産の増加に対応するための生産体制の構築や流通コストの増加に対応するための新たな物流の構築、食の安全安心に向けた対応など、様々な課題を抱えているとのことです。

このような中で、業務提携を更に強化しより一層の事業成長並びに中長期的な収益基盤を確立していくための経営戦略について、当社と対象者は議論を重ねてまいりました。当社は、更なる資本提携を実現し、今後、経営所得安定対策（旧農業者戸別所得補償制度）の廃止、減反の廃止、TPPなどによる米の価格の下落、ネット販売の拡大による米流通の変革などから環境が益々厳しくなることが予想される中、対象者とこれまでも増して協業を進め人材交流も活発に実施し、仕入、販売両面での効率化を図り、業界内での競争力を向上させたいと考え、平成25年4月頃に、対象者に株式追加取得の提案を行いました。両社で協議・検討を進めた結果、当社と対象者がこれまで以上に、調達、生産、販売等、多角的に強固な相互協力体制を構築することが両社の一層の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至り、これらを実現させるためには、両社の資本提携を強化し、当社が対象者の株式保有割合を高めることが最善の方策であるとの結論に至り、平成25年12月25日に当社が対象者の株式取得を一段と進めることを目的とした本公開買付けを実施することを決議いたしました。

なお、当社は現在、対象者の取締役として越智孝司を派遣しておりますが、本公開買付け成立後に、対象者に役員を追加して派遣することは予定しておりません。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意

該当事項はありません。

(4) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は対象者普通株式を4,573株（所有割合27.91%）所有しており、また、対象者の取締役のうち、越智孝司が当社からの出向者であることに鑑み、当社及び対象者は、本公開買付けの公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施しております。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるS M B C日興証券株式会社（以下「S M B C日興証券」といいます。）に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。S M B C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F法」といいます。）を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、当社はS M B C日興証券から平成25年12月24日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、S M B C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。S M B C日興証券により上記手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

D C F法 36,172円～75,224円

D C F法では、対象者に係る事業計画を検討の上、直近までの業績の動向及び平成26年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を36,172円から75,224円までと分析しております。

当社は、S M B C日興証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成25年12月25日に本公開買付価格を52,000円に決定いたしました。

対象者における利害関係者を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者公表文によれば、対象者は、平成25年12月25日開催の取締役会において、当社による本公開買付けについて、米穀市場を取り巻く環境は、国内需要が継続的に減少していることから、業務提携関係を一段と強固にして、双方の持続的な発展に寄与するために資本提携についても更に一歩進めていくことが必要であるとの結論に至り、また、対象者は非上場会社であるため株主に対する対象者株式を譲渡する機会が制約されているため、譲渡する機会を提供する必要があることも併せ考えた結果、本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者としては、本公開買付けが成立することを希望はしているものの、本公開買付けは対象者の普通株式の全てを取得して完全子会社とすることを企図するものではないことから、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを併せて決議したとのことです。

対象者の取締役のうち、越智孝司は当社からの出向者であることから、利益相反の疑いを回避するために、対象者取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議には参加していないとのことです。当該取締役会には、対象者取締役5名のうち上記1名を除く4名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により上記決議を行っており、また、当該取締役会には対象者監査役3名（うち社外監査役2名）全員が出席し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

当社における本公開買付価格の適正性を担保する客観的状況の確保

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、35営業日としております。このように、当社は、公開買付期間を比較的長期に設定していることから、対象者の株主の皆様において、本公開買付けに対する応募について適切な判断の時間と機会を提供するとともに、当社以外の方が対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

また、当社と対象者とは、当社以外の者による買付け等の機会が不当に制限されないことがないよう、対象者が当社以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は一切行っており、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(5) 本公開買付け後の株券等の取得予定

当社は現時点において、本公開買付け後に対象者の株券等を追加で取得することは予定しておりません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

| | |
|---------|--|
| 買付け等の期間 | 平成25年12月26日（木曜日）から平成26年2月21日（金曜日）まで（35営業日） |
| 公告日 | 平成25年12月26日（木曜日） |
| 公告掲載新聞名 | 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ） |

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

| | |
|------------------|---|
| 株券 | 普通株式 1株につき、金52,000円 |
| 新株予約権証券 | - |
| 新株予約権付社債券 | - |
| 株券等信託受益証券 () | - |
| 株券等預託証券 () | - |
| 算定の基礎 | <p>当社は、本公開買付価格を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるS M B C日興証券に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。S M B C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、D C F法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、当社はS M B C日興証券から平成25年12月24日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、S M B C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。S M B C日興証券により上記手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>D C F法 36,172円 ~ 75,224円</p> <p>D C F法では、対象者に係る事業計画を検討の上、直近までの業績の動向及び平成26年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を36,172円から75,224円までと分析しております。</p> <p>当社は、S M B C日興証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成25年12月25日に本公開買付価格を52,000円に決定いたしました。</p> <p>なお、当社は、平成21年8月に相対取引で対象者の主要株主が保有していた対象者普通株式1,640株(所有割合10.01%)、平成24年3月に対象者による第三者割当によって対象者が保有する自己株式1,378株(所有割合8.41%)及び株主から相対取引により対象者普通株式104株(所有割合0.63%)、並びに平成25年2月に対象者による第三者割当によって対象者が保有する自己株式1,451(所有割合8.86%)株を、いずれも1株当たり50,000円で取得しておりますが、本公開買付けは、広く一般株主からご応募いただきたいため、上記のとおりS M B C日興証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、総合的に勘案し、1株当たり52,000円としております。</p> |
| 算定の経緯 | <p>当社の米穀本部は、伊藤忠ライスの中から基本的には自社にて精米業務は極力行わず、各地の有力精米業者に精米業務を委託するというビジネスモデルを構築しております。しかしながら、コンビニエンスストア、量販店及び外食向け商売を更に拡大させて、今後更なる成長を実現させるには精米業務オペレーションの柔軟性及び価格競争力の強化が不可欠となっており、当社は精米委託先である企業との資本提携を推進する方向に方針を変更して参りました。その方針の基に、当社の委託先であり、従来から良好な友好関係があった対象者と、より強固な関係強化を目的として、当社は平成21年8月に対象者の主要株主が保有していた対象者普通株式1,640株(所有割合10.01%)を相対取引で取得したことを契機として、平成23年6月には当社の前身である伊藤忠ライス、伊藤忠商事、対象者との三社間での業務提携に関する覚書を締結しております。</p> |

その後も当社による対象者への出資によって、対象者の経営基盤の安定化及び業務提携の強化を図り、従来以上の発展・企業価値の向上を実現することを目的として、当社は、平成24年3月に対象者による第三者割当によって対象者が保有する自己株式1,378株（所有割合8.41%）及び株主から相対取引で対象者普通株式104株（所有割合0.63%）、並びに平成25年2月に対象者による第三者割当によって対象者が保有する自己株式1,451株（所有割合8.86%）と段階的に取得することによりそれぞれの経営基盤の拡充と発展を目指した取り組みを進めております。当社の所有株式数は4,573株（対象者が平成25年6月26日に提出した第13期有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在の発行済株式総数（16,383株）に対して27.91%、同日現在の議決権数（16,361個）に対して議決権比率27.95%、取得価格はいずれも1株当たり50,000円）となり、対象者は当社の持分法適用会社となり現在に至っております。

しかしながら、対象者を取り巻く経営環境は厳しく、対象者は、調達・販売面では系統集荷率の低下に対応するために新たな調達ルートの構築や、米穀の国内需要が減少する中での販売数量や収益の確保が求められており、また、生産・流通・品質管理面では多品種・小ロット生産の増加に対応するための生産体制の構築や流通コストの増加に対応するための新たな物流の構築、食の安全安心に向けた対応など、様々な課題を抱えているとのことです。

このような中で、業務提携を更に強化しより一層の事業成長並びに中長期的な収益基盤を確立していくための経営戦略について、当社と対象者は議論を重ねてまいりました。当社は、更なる資本提携を実現し、今後、経営所得安定対策（旧農業者戸別所得補償制度）の廃止、減反の廃止、T P Pなどによる米の価格の下落、ネット販売の拡大による米流通の変革などから環境が益々厳しくなることが予想される中、対象者とこれまでも増して協業を進め人材交流も活発に実施し、仕入、販売両面での効率化を図り、業界内での競争力を向上させたいと考え、平成25年4月頃に、対象者に株式追加取得の提案を行いました。両社で協議・検討を進めた結果、当社と対象者がこれまで以上に、調達、生産、販売等、多角的に強固な相互協力体制を構築することが両社の一層の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至り、これらを実現させるためには、両社の資本提携を強化し、当社が対象者の株式保有割合を高めることが最善の方策であるとの結論に至り、平成25年12月25日に当社が対象者の株式取得を一段と進めることを目的とした本公開買付けを実施することを決議いたしました。

算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付価格を決定するに際して、本公開買付価格の公正性を担保するため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるS M B C日興証券に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。

当該意見の概要

S M B C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、D C F法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、当社はS M B C日興証券から平成25年12月24日付で対象者普通株式の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得しました。なお、当社は、S M B C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。S M B C日興証券により上記手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

D C F法 36,172円～75,224円

| | |
|--|---|
| | <p>DCF法では、対象者に係る事業計画を検討の上、直近までの業績の動向及び平成26年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を36,172円から75,224円までと分析しております。</p> <p>当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>当社は、SMB C日興証券による対象者普通株式の株式価値算定の結果を参考にしつつ、対象者との協議・交渉の結果や、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成25年12月25日に本公開買付価格を52,000円に決定いたしました。</p> |
|--|---|

(3) 【買付予定の株券等の数】

| 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|-----------|----------|-----------|
| 3,441 (株) | - (株) | 3,441 (株) |

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,441株)以下の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,441株)を超える場合は、その超える部分の全部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 相互保有株式についても、本公開買付けの対象としております。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

| 区分 | 議決権の数 |
|---|--------|
| 買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a) | 3,441 |
| aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b) | - |
| bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c) | - |
| 公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月26日現在)(個)(d) | 4,573 |
| dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e) | - |
| eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f) | - |
| 特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月26日現在)(個)(g) | 148 |
| gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h) | - |
| hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i) | - |
| 対象者の総株主等の議決権の数(平成25年9月30日現在)(個)(j) | 16,361 |
| 買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%) | 21.04 |
| 買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%) | 49.91 |

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(3,441株)に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月26日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。))を除きます。)が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成25年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が平成25年12月24日に提出した第14期半期報告書に記載された総株主等の議決権の数です。但し、対象者によると対象者は、本書提出日現在、自己株式を18株所有しておりますので、本書提出日現在の議決権数は、発行済株式数(16,383株)から自己

株式数（18株）及び相互保有株式数（10株）を控除した株式数（16,355株）にかかる16,355個になります。「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、16,355個を分母として計算しております。

- (注4) 本公開買付けにおいては、相互保有株式についても本公開買付けの対象としているため、相互保有株式の応募があった場合には、応募株券等の全部又は一部の買付けを行うことになり、買付けを行った株券等の数に応じた議決権数が増加します。この場合の「対象者の総株主等の議決権の数」は、最大で、16,355個に相互保有株式にかかる議決権の数（10個）を加えた数（16,365個）になり、「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、49.87%になります。
- (注5) 本公開買付けにおいては特別関係者の所有する株券等についても買付けの対象としているため、特別関係者から応募があった場合には、当該特別関係者による応募株券等の全部又は一部の買付けを行うことになります。当該特別関係者による応募株券等の全部の買付けを行った場合には、「買付け等を行った後における株券等所有割合」は49.00%（上記（注4）においては48.97%）になります。
- (注6) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、応募株式を表章する株券を添えて、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

他人名義の株券は、本公開買付けの対象としておりません。他人名義の株券を保有されている方が本公開買付けに応募する場合には、対象者にて譲渡承認手続きを行い、本人名義の株券を添えて公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。

株券の不所持の申し出をされている方は、対象者において株券発行の手続きを行ってください。株券発行の手続きには日数がかかることがあります。取得が遅れた場合には応募に間に合わない可能性があるため、対象者に事前に確認した上で、株券発行の手続きを行ってください。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。

（注1） 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。

個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード（氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの）、パスポート、外国人登録証明書

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

法人

登記簿謄本

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）

外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限ります。）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

（注2） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認の上、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合」の方法により応募株券等に係る株券を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

| | |
|-------------------|-------------|
| 買付代金(円)(a) | 178,932,000 |
| 金銭以外の対価の種類 | - |
| 金銭以外の対価の総額 | - |
| 買付手数料(b) | 45,000,000 |
| その他(c) | 4,000,000 |
| 合計(a) + (b) + (c) | 227,932,000 |

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(3,441株)に、1株当たりの買付価格(52,000円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

| 種類 | 金額(千円) |
|------|---------|
| 普通預金 | 251,685 |
| 計(a) | 251,685 |

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

| | 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|---|--------|---------|---------|--------|
| 1 | - | - | - | - |
| 2 | - | - | - | - |
| 計 | | | | - |

ロ【金融機関以外】

| 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|--------|---------|---------|--------|
| - | - | - | - |
| - | - | - | - |
| 計 | | | - |

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

| | 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|------|--------|---------|---------|--------|
| 1 | - | - | - | - |
| 2 | - | - | - | - |
| 計(b) | | | | - |

ロ【金融機関以外】

| 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|--------|---------|---------|--------|
| - | - | - | - |
| - | - | - | - |
| 計(c) | | | - |

【その他資金調達方法】

| 内容 | 金額(千円) |
|------|--------|
| - | - |
| 計(d) | - |

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

251,685千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(2)【決済の開始日】

平成26年3月3日(月曜日)

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(4)【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、本公開買付けの撤回等を行った日以後遅滞なく、買付けられなかった株券等に係る株券を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)に郵送します。

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、各応募株主等から応募があった株券等に係る株券の券種を交換し買付けないこととなった株券等に係る株券を返却するため、決済の開始日以後遅滞なく、買付けられなかった株券等に係る株券を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示に基づき対象者に引渡します。なお、対象者に引渡された株券は、券種交換等必要な実務手続き終了後速やかに、対象者から応募株主等に返却される予定です。

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,441株)以下の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

応募株券等の総数が買付予定数の上限(3,441株)を超える場合は、その超える部分の全部の買付けを行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1株の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1株減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至チ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至ト及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める、同号イからリまでに掲げる事実に基づき事実としては、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

| 年月 | 沿革 |
|----------|---|
| 昭和48年1月 | 伊藤忠商事株式会社が砂糖類の加工及び販売等を目的に伊藤忠砂糖販売株式会社を設立（資本金50百万円） |
| 平成2年7月 | 伊藤忠商事株式会社が米穀その他食料品の販売等を目的に株式会社米急を設立（資本金5百万円） |
| 平成4年4月 | 伊藤忠砂糖販売株式会社が資本金100百万円に増資 |
| 平成5年4月 | 伊藤忠砂糖販売株式会社が株式会社伊藤忠サフコに商号変更 |
| 平成6年4月 | 株式会社米急が株式会社コメキュウに商号変更 |
| 平成6年12月 | 株式会社コメキュウが資本金20百万円に増資 |
| 平成7年2月 | 株式会社コメキュウが資本金50百万円に増資 |
| 平成8年9月 | 株式会社コメキュウが資本金100百万円に増資 |
| 平成11年7月 | 株式会社コメキュウが伊藤忠ライス株式会社に商号変更 |
| 平成12年4月 | 伊藤忠ライス株式会社がフードエクスプレス株式会社を合併し、資本金130百万円に増資 |
| 平成12年8月 | 伊藤忠ライス株式会社が資本金300百万円に増資 |
| 平成13年10月 | 株式会社伊藤忠サフコが伊藤忠食糧販売株式会社へ社名変更 |
| 平成20年7月 | 伊藤忠ライス株式会社が内外物産株式会社を合併 |
| 平成23年10月 | 伊藤忠食糧販売株式会社が伊藤忠ライス株式会を合併し、伊藤忠食糧株式会社に商号変更 資本金400百万円に増資 |

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 砂糖、糖類、小麦粉、穀粉、澱粉、モルト、乳製品原材料、油脂、製菓製パン原材料等を含む食品加工材料、並びにふすま、とうもろこし胚芽、とうもろこし芯等それら副産物の販売、輸出入及び仲介業務
2. 米穀類、菓子、パン、飲料水、酒類等の食料品及び食品添加物、調味料、香辛料の販売、輸出入及び仲介業務
3. 米穀の精米
4. 砂糖類の加工
5. 製パン器具、精米・炊飯加工設備等の食料品製造設備並びに機器等の販売及びこれら器具の軽微な据付工事並びにコンサルタント業務
6. 米の水分や組成に関する分析及び精米・炊飯加工技術のコンサルタント業務
7. 食料品の製造工程で使用する化学薬品の販売
8. 衛生関連消耗品（不織布、アルコール製剤、洗剤、除菌洗浄剤、次亜塩素酸ソーダ、脱酸素材、粘着マット並びにエンボス手袋等）の販売
9. 寒冷紗の販売
10. フォークリフトの販売
11. コンビニエンスストアの経営
12. その他前各号に付帯または関連する一切の事業

事業の内容

当社は、甘味料・小麦粉・油脂・米穀・製菓原料・飲料原料などの食料原料の国内販売を行っております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成25年12月26日現在

| 資本金の額（円） | 発行済株式の総数（株） |
|-------------|-------------|
| 400,000,000 | 410,000 |

【大株主】

平成25年12月26日現在

| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 所有株式の数 （千株） | 発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合（％） |
|-----------|----------------|----------------|----------------------------------|
| 伊藤忠商事株式会社 | 大阪市北区梅田三丁目1番3号 | 410 | 100.00 |
| 計 | - | 410 | 100.00 |

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成25年12月26日現在

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 職歴 | 所有株式数 （千株） |
|---------|---------|--------|-------------|---|---------------|
| 取締役会長 | | 井坂 博恭 | 昭和24年6月14日 | 昭和47年4月 伊藤忠商事(株)入社 平成9年7月 同社 広報部長 平成15年4月 同社 食料カンパニーエグゼクティブ バイス プレジデント 平成24年6月 現職に就任（現任） | - |
| 代表取締役社長 | | 公山 隆 | 昭和25年10月13日 | 昭和49年4月 伊藤忠商事(株)入社 平成14年11月 伊藤忠インターナショナル会社 食料部門長（ニューヨーク駐在） 平成17年10月 当社 専務取締役社長補佐 平成20年6月 現職に就任（現任） | - |
| 専務取締役 | | 齋藤 太資 | 昭和25年9月15日 | 昭和48年12月 当社入社 平成6年3月 伊藤忠商事(株)入社 平成13年10月 当社 執行役員 営業第一本部長 平成22年6月 現職に就任（現任） | - |
| 常務取締役 | 砂糖製菓本部長 | 玉置 重人 | 昭和32年4月17日 | 昭和56年4月 伊藤忠商事(株)入社 平成17年4月 同社 飼料・穀物部長 平成22年4月 同社 食料部門長代行 平成23年7月 現職に就任（現任） | - |
| 常務取締役 | 米穀本部長 | 近藤 秀衛 | 昭和27年4月21日 | 昭和50年4月 伊藤忠商事(株)入社 平成3年11月 伊藤忠商事(株)北京事務所 食料部長 平成22年10月 伊藤忠ライス(株)（現 当社）取締役 社長補佐 平成23年10月 現職に就任（現任） | - |
| 常務取締役 | 穀物油脂本部長 | 滝明 宏一郎 | 昭和35年7月16日 | 昭和60年4月 伊藤忠商事(株)入社 平成23年4月 同社 油脂・穀物製品部長 平成25年4月 現職に就任（現任） | - |
| 取締役 | 管理本部長 | 佐藤 完治 | 昭和26年12月22日 | 昭和50年4月 伊藤忠商事(株)入社 平成23年10月 当社 執行役員 経営管理部長 平成24年6月 現職に就任（現任） | - |

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 職歴 | 所有株式数 (千株) |
|-----|----|-------|------------|--|---------------|
| 取締役 | | 高杉 豪 | 昭和34年7月16日 | 昭和57年4月 伊藤忠商事(株)入社 平成25年1月 同社 食糧部門長(現任) 平成25年1月 現職に就任(現任) | - |
| 取締役 | | 宮本 秀一 | 昭和40年5月5日 | 平成元年4月 伊藤忠商事(株)入社 平成23年4月 同社 砂糖・コーヒー・乳製 品 部長(現任) 平成23年4月 現職に就任(現任) | - |
| 取締役 | | 大恵 修司 | 昭和40年1月18日 | 昭和62年4月 伊藤忠商事(株)入社 平成25年4月 同社 油脂・穀物製品部長(現 任) 平成25年4月 現職に就任(現任) | - |
| 監査役 | | 麻生 隆 | 昭和26年4月21日 | 昭和50年4月 伊藤忠商事(株)入社 平成13年11月 アイエフジェイカード企画(株) 代表取締役社長 平成14年3月 ファミマクレジット(株) 代表取 締役社長 平成24年6月 現職に就任(現任) | - |
| 監査役 | | 山中 裕史 | 昭和42年8月26日 | 平成18年1月 伊藤忠商事(株)入社 平成25年4月 同社 食料事業統括室長(現 任) 平成25年8月 現職に就任(現任) | - |
| 監査役 | | 早川 誠 | 昭和53年2月15日 | 平成12年4月 伊藤忠商事(株)入社 平成24年4月 食料事業統括室(現任) 平成24年6月 現職に就任(現任) | - |
| 計 | | | | | - |

(2) 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

【貸借対照表】

(単位：百万円)

当事業年度
(平成25年3月31日)

資産の部

流動資産

| | | |
|-----------|---|--------|
| 現金及び預金 | | 14 |
| 受取手形 | 2 | 467 |
| 売掛金 | 1 | 21,268 |
| 商品 | | 7,900 |
| 関係会社短期貸付金 | | 285 |
| 前払費用 | 1 | 21 |
| 繰延税金資産 | | 145 |
| 預け金 | 1 | 137 |
| その他 | 1 | 498 |
| 貸倒引当金 | | 1 |
| 流動資産合計 | | 30,736 |

固定資産

有形固定資産

| | | |
|---------------|--|-----|
| 建物 | | 447 |
| 減価償却累計額 | | 287 |
| 建物(純額) | | 159 |
| 構築物 | | 21 |
| 減価償却累計額 | | 16 |
| 構築物(純額) | | 5 |
| 機械及び装置 | | 563 |
| 減価償却累計額 | | 461 |
| 機械及び装置(純額) | | 102 |
| 車両運搬具 | | 11 |
| 減価償却累計額 | | 10 |
| 車両運搬具(純額) | | 0 |
| 工具、器具及び備品 | | 99 |
| 減価償却累計額 | | 64 |
| 工具、器具及び備品(純額) | | 35 |

(単位：百万円)

当事業年度
(平成25年3月31日)

| | |
|------------|--------|
| 土地 | 180 |
| リース資産 | 90 |
| 減価償却累計額 | 60 |
| リース資産(純額) | 29 |
| 有形固定資産合計 | 513 |
| 無形固定資産 | |
| ソフトウェア | 16 |
| リース資産 | 27 |
| その他 | 9 |
| 無形固定資産合計 | 53 |
| 投資その他の資産 | |
| 投資有価証券 | 5,342 |
| 関係会社株式 | 1,217 |
| 破産更生債権等 | 0 |
| 長期前払費用 | 0 |
| その他 | 120 |
| 貸倒引当金 | 0 |
| 投資その他の資産合計 | 6,681 |
| 固定資産合計 | 7,247 |
| 資産合計 | 37,984 |

負債の部

流動負債

| | |
|------------------|----------|
| 支払手形 | 83 |
| 買掛金 | 1 16,174 |
| 関係会社短期借入金 | 12,617 |
| 関係会社1年内返済予定長期借入金 | 3,000 |
| リース債務 | 25 |
| 前受金 | 307 |
| 未払金 | 1 777 |
| 未払費用 | 1 355 |
| 未払法人税等 | 122 |
| 預り金 | 126 |

(単位：百万円)

| 当事業年度 (平成25年3月31日) | |
|-----------------------|--------|
| 賞与引当金 | 268 |
| 役員賞与引当金 | 28 |
| 流動負債合計 | 33,886 |
| 固定負債 | |
| リース債務 | 29 |
| 退職給付引当金 | 241 |
| 役員退職慰労引当金 | 0 |
| 繰延税金負債 | 370 |
| 資産除去債務 | 7 |
| その他 | 172 |
| 固定負債合計 | 822 |
| 負債合計 | 34,709 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 400 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 100 |
| その他利益剰余金 | |
| 別途積立金 | 335 |
| 繰越利益剰余金 | 1,928 |
| 利益剰余金合計 | 2,363 |
| 株主資本合計 | 2,763 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 505 |
| 繰延ヘッジ損益 | 5 |
| 評価・換算差額等合計 | 511 |
| 純資産合計 | 3,274 |
| 負債純資産合計 | 37,984 |

【損益計算書】

(単位：百万円)

| | 当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) | |
|--------------|--|---------|
| 売上高 | 2 | 184,286 |
| 売上原価 | | |
| 商品期首たな卸高 | | 3,960 |
| 当期商品仕入高 | 2 | 184,344 |
| 合計 | | 188,304 |
| 商品期末たな卸高 | | 7,900 |
| 商品売上原価 | | 180,404 |
| 売上総利益 | | 3,882 |
| 販売費及び一般管理費 | 1 2 | 2,360 |
| 営業利益 | | 1,521 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 2 | 3 |
| 受取配当金 | 2 | 149 |
| 投資損失引当金戻入額 | | 102 |
| その他 | | 50 |
| 営業外収益合計 | | 306 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 2 | 79 |
| グループ金融ラインフィー | | 19 |
| その他 | | 6 |
| 営業外費用合計 | | 104 |
| 経常利益 | | 1,723 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 3 | 0 |
| 特別利益合計 | | 0 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除売却損 | 4 | 1 |
| 会員権評価損 | | 15 |
| 特別損失合計 | | 16 |

(単位：百万円)

| 当事業年度 | |
|-----------------|-------|
| (自 平成24年 4月 1日 | |
| 至 平成25年 3月 31日) | |
| 税引前当期純利益 | 1,706 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 555 |
| 法人税等調整額 | 26 |
| 法人税等合計 | 581 |
| 当期純利益 | 1,124 |

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

| | 当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日) |
|-----------------|---|
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 前期末残高 | 400 |
| 当期変動額 | |
| 当期変動額合計 | - |
| 当期末残高 | 400 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | |
| 前期末残高 | 100 |
| 当期変動額 | |
| 当期変動額合計 | - |
| 当期末残高 | 100 |
| その他利益剰余金 | |
| 別途積立金 | |
| 前期末残高 | 335 |
| 当期変動額 | |
| 当期変動額合計 | - |
| 当期末残高 | 335 |
| 繰越利益剰余金 | |
| 前期末残高 | 1,452 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 649 |
| 当期純利益 | 1,124 |
| 当期変動額合計 | 475 |
| 当期末残高 | 1,928 |

(単位：百万円)

当事業年度
(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

| | |
|-------------------------|-------|
| 利益剰余金合計 | |
| 前期末残高 | 1,887 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 649 |
| 当期純利益 | 1,124 |
| 当期変動額合計 | 475 |
| 当期末残高 | 2,363 |
| 株主資本合計 | |
| 前期末残高 | 2,287 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 649 |
| 当期純利益 | 1,124 |
| 当期変動額合計 | 475 |
| 当期末残高 | 2,763 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 前期末残高 | 144 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 650 |
| 当期変動額合計 | 650 |
| 当期末残高 | 505 |
| 繰延ヘッジ損益 | |
| 前期末残高 | 3 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 9 |
| 当期変動額合計 | 9 |
| 当期末残高 | 5 |

(単位：百万円)

当事業年度
(自 平成24年 4月 1日
至 平成25年 3月31日)

| 評価・換算差額等合計 | |
|-------------------------|-------|
| 前期末残高 | 148 |
| 当期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 659 |
| 当期変動額合計 | 659 |
| 当期末残高 | 511 |
| 純資産合計 | |
| 前期末残高 | 2,139 |
| 当期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 649 |
| 当期純利益 | 1,124 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 659 |
| 当期変動額合計 | 1,135 |
| 当期末残高 | 3,274 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法(一部総平均法)による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|-----------|-------|
| 建物 | 3～45年 |
| 構築物 | 2～22年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～20年 |

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失の計上に備えるため、一般債権については貸倒実績率を考慮し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えて、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支払いに備えるため、当事業年度末において負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、期末の退職給付債務の見込額に基づき、期末退職金要支給相当額を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため内規に基づく期末要支給額を計上しております。なお、当社は役員退職慰労金制度を廃止しておりますが、制度適用期間中から現在まで在任している役員に対しての制度廃止日時点までの期間に対応した支給予定額を計上しております。

5 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約

ヘッジ対象...売掛金買掛金

(3) ヘッジ方針

為替リスクの低減のため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

6 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これに伴う、損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する主な資産及び負債

区分掲記したものの以外で各科目に含まれているものは次のとおりであります。

| | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|------|-----------------------|
| 売掛金 | 1,245百万円 |
| 前払費用 | 1 |
| 預け金 | 124 |
| その他 | 74 |
| 買掛金 | 2,142 |
| 未払金 | 355 |
| 未払費用 | 46 |

2 期末日満期手形の会計処理

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当期の末日が金融機関の休日であったため、以下の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

| | 当事業年度 (平成25年3月31日) |
|------|-----------------------|
| 受取手形 | 97百万円 |

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日) |
|---------------------|---|
| 役員報酬 | 155百万円 |
| 従業員給与・賞与 | 878 |
| 賞与引当金繰入額 | 238 |
| 役員賞与引当金繰入額 | 24 |
| 社会保険料 | 189 |
| 旅費 | 154 |
| 賃借料 | 187 |
| 貸倒引当金繰入額 | 11 |
| 販売費に属する費用のおおよその割合 | 77% |
| 一般管理費に属する費用のおおよその割合 | 23% |

2 関係会社との主な取引

関係会社との取引にかかるものが次の通り含まれております。

| | 当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日) |
|------------|---|
| 売上高 | 9,408百万円 |
| 仕入高 | 34,860 |
| 販売費及び一般管理費 | 142 |
| 受取利息 | 2 |
| 受取配当金 | 63 |
| 支払利息 | 77 |

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

| | 当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日) |
|-------|---|
| リース資産 | 0百万円 |
| 計 | 0百万円 |

4 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

| | 当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日) |
|--------|---|
| 機械 | 1百万円 |
| 工具器具備品 | 0 |
| 計 | 1百万円 |

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|--------|----------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式数 | | | | |
| 普通株式 | 410,000株 | - | - | 410,000株 |
| 合計 | 410,000株 | - | - | 410,000株 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金総額 | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-----------|--------------|------------|------------|
| 平成24年6月27日 定時株主総会 | 普通株式 | 217,000千円 | 529.27円 | 平成24年3月31日 | 平成24年6月27日 |
| 平成25年1月24日 取締役会 | 普通株式 | 432,000千円 | 1,053.66円 | 平成24年9月30日 | 平成25年1月24日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成25年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

- (1) 配当金の総額 814,000千円
- (2) 配当の原資 利益剰余金
- (3) 1株当たり配当額 1,985.36円
- (4) 基準日 平成25年3月31日
- (5) 効力発生日 平成25年6月28日

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成25年12月26日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 4,762(個) | - (個) | - (個) |
| 新株予約権証券 | - | - | - |
| 新株予約権付社債券 | - | - | - |
| 株券等信託受益証券() | - | - | - |
| 株券等預託証券() | - | - | - |
| 合計 | 4,762 | - | - |
| 所有株券等の合計数 | 4,762 | - | - |
| (所有潜在株券等の合計数) | (-) | - | - |

(注1) 上記の「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数41個が含まれています。但し、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月26日現在)(個)(g)」には含めておりません。

(注2) 対象者は、対象者普通株式を自己株式として18株保有しておりますが、議決権は0個となります。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成25年12月26日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 4,573(個) | - (個) | - (個) |
| 新株予約権証券 | - | - | - |
| 新株予約権付社債券 | - | - | - |
| 株券等信託受益証券() | - | - | - |
| 株券等預託証券() | - | - | - |
| 合計 | 4,573 | - | - |
| 所有株券等の合計数 | 4,573 | - | - |
| (所有潜在株券等の合計数) | (-) | - | - |

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(平成25年12月26日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 189(個) | - (個) | - (個) |
| 新株予約権証券 | - | - | - |
| 新株予約権付社債券 | - | - | - |
| 株券等信託受益証券() | - | - | - |
| 株券等預託証券() | - | - | - |
| 合計 | 189 | - | - |
| 所有株券等の合計数 | 189 | - | - |
| (所有潜在株券等の合計数) | (-) | - | - |

- (注1) 上記の「所有する株式等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数41個が含まれています。但し、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月26日現在)(個)(g)」には含めておりません。
- (注2) 対象者は、対象者普通株式を自己株式として18株保有しておりますが、議決権は0個となります。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(平成25年12月26日現在)

| | |
|-----------|--|
| 氏名又は名称 | 株式会社大阪第一食糧 |
| 住所又は所在地 | 大阪市浪速区桜川三丁目7番12号 |
| 職業又は事業の内容 | 米穀の卸売及び加工業務 |
| 連絡先 | 連絡者 株式会社大阪第一食糧 連絡場所 大阪市浪速区桜川三丁目7番12号 電話番号 06-6567-2681 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者が特別資本関係を有する法人 |

(平成25年12月26日現在)

| | |
|-----------|--|
| 氏名又は名称 | 市丸 勝一 |
| 住所又は所在地 | 大阪市浪速区桜川三丁目7番12号(対象者所在地) |
| 職業又は事業の内容 | 対象者の代表取締役社長 |
| 連絡先 | 連絡者 株式会社大阪第一食糧 連絡場所 大阪市浪速区桜川三丁目7番12号 電話番号 06-6567-2681 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 |

(平成25年12月26日現在)

| | |
|-----------|--|
| 氏名又は名称 | 三宅 輝彦 |
| 住所又は所在地 | 大阪市浪速区桜川三丁目7番12号(対象者所在地) |
| 職業又は事業の内容 | 対象者の取締役 |
| 連絡先 | 連絡者 株式会社大阪第一食糧 連絡場所 大阪市浪速区桜川三丁目7番12号 電話番号 06-6567-2681 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 |

(平成25年12月26日現在)

| | |
|-----------|--|
| 氏名又は名称 | 林 修一 |
| 住所又は所在地 | 大阪市浪速区桜川三丁目7番12号(対象者所在地) |
| 職業又は事業の内容 | 対象者の取締役 |
| 連絡先 | 連絡者 株式会社大阪第一食糧 連絡場所 大阪市浪速区桜川三丁目7番12号 電話番号 06-6567-2681 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 |

(平成25年12月26日現在)

| | |
|-----------|--|
| 氏名又は名称 | 加藤 恭則 |
| 住所又は所在地 | 大阪市浪速区桜川三丁目7番12号(対象者所在地) |
| 職業又は事業の内容 | 対象者の取締役 |
| 連絡先 | 連絡者 株式会社大阪第一食糧 連絡場所 大阪市浪速区桜川三丁目7番12号 電話番号 06-6567-2681 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 |

(平成25年12月26日現在)

| | |
|-----------|--|
| 氏名又は名称 | 西田 嘉次 |
| 住所又は所在地 | 大阪市浪速区桜川三丁目7番12号(対象者所在地) |
| 職業又は事業の内容 | 対象者の監査役 |
| 連絡先 | 連絡者 株式会社大阪第一食糧 連絡場所 大阪市浪速区桜川三丁目7番12号 電話番号 06-6567-2681 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 |

(平成25年12月26日現在)

| | |
|-----------|--|
| 氏名又は名称 | 久保 隆 |
| 住所又は所在地 | 大阪市浪速区桜川三丁目7番12号(対象者所在地) |
| 職業又は事業の内容 | 対象者の監査役 |
| 連絡先 | 連絡者 株式会社大阪第一食糧 連絡場所 大阪市浪速区桜川三丁目7番12号 電話番号 06-6567-2681 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 |

(平成25年12月26日現在)

| | |
|-----------|--|
| 氏名又は名称 | 吉岡 富雄 |
| 住所又は所在地 | 大阪市浪速区桜川三丁目7番12号(対象者所在地) |
| 職業又は事業の内容 | 対象者の監査役 |
| 連絡先 | 連絡者 株式会社大阪第一食糧 連絡場所 大阪市浪速区桜川三丁目7番12号 電話番号 06-6567-2681 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 |

(平成25年12月26日現在)

| | |
|-----------|--|
| 氏名又は名称 | 山田 博文 |
| 住所又は所在地 | 大阪府泉大津市板原町四丁目15番21号(コメックス株式会社所在地) |
| 職業又は事業の内容 | コメックス株式会社(公開買付者の子会社)の代表取締役 |
| 連絡先 | 連絡者 コメックス株式会社 連絡場所 大阪府泉大津市板原町四丁目15番21号 電話番号 0725-33-0609 |
| 公開買付者との関係 | 公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員 |

【所有株券等の数】

株式会社大阪第一食糧

(平成25年12月26日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 0(個) | - (個) | - (個) |
| 新株予約権証券 | - | - | - |
| 新株予約権付社債券 | - | - | - |
| 株券等信託受益証券() | - | - | - |
| 株券等預託証券() | - | - | - |
| 合計 | 0 | - | - |
| 所有株券等の合計数 | 0 | - | - |
| (所有潜在株券等の合計数) | (-) | - | - |

(注) 対象者が平成25年12月24日に提出した第14期半期報告書に記載された平成25年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数は12株ですが、対象者によれば、本書提出日現在18株保有しているとのことです。当該自己株式にかかる議決権は0個となります。

市丸 勝一

(平成25年12月26日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 50(個) | - (個) | - (個) |
| 新株予約権証券 | - | - | - |
| 新株予約権付社債券 | - | - | - |
| 株券等信託受益証券() | - | - | - |
| 株券等預託証券() | - | - | - |
| 合計 | 50 | - | - |
| 所有株券等の合計数 | 50 | - | - |
| (所有潜在株券等の合計数) | (-) | - | - |

(注) 上記の「所有する株式等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する株式50株に係る議決権の数50個が含まれています。

三宅 輝彦

(平成25年12月26日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 11(個) | - (個) | - (個) |
| 新株予約権証券 | - | - | - |
| 新株予約権付社債券 | - | - | - |
| 株券等信託受益証券() | - | - | - |
| 株券等預託証券() | - | - | - |
| 合計 | 11 | - | - |
| 所有株券等の合計数 | 11 | - | - |
| (所有潜在株券等の合計数) | (-) | - | - |

(注1) 上記の「所有する株式等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する株式11株に係る議決権の数11個が含まれています。

(注2) 三宅輝彦氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月26日現在)(個)(g)」に含めておりません。

林 修一

(平成25年12月26日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 11(個) | - (個) | - (個) |
| 新株予約権証券 | - | - | - |
| 新株予約権付社債券 | - | - | - |
| 株券等信託受益証券() | - | - | - |
| 株券等預託証券() | - | - | - |
| 合計 | 11 | - | - |
| 所有株券等の合計数 | 11 | - | - |
| (所有潜在株券等の合計数) | (-) | - | - |

(注1) 上記の「所有する株式等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する株式11株に係る議決権の数11個が含まれています。

(注2) 林修一氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月26日現在)(個)(g)」に含めておりません。

加藤 恭則

(平成25年12月26日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 5(個) | - (個) | - (個) |
| 新株予約権証券 | - | - | - |
| 新株予約権付社債券 | - | - | - |
| 株券等信託受益証券() | - | - | - |
| 株券等預託証券() | - | - | - |
| 合計 | 5 | - | - |
| 所有株券等の合計数 | 5 | - | - |
| (所有潜在株券等の合計数) | (-) | - | - |

(注1) 上記の「所有する株式等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する株式5株に係る議決権の数5個が含まれています。

(注2) 加藤恭則氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月26日現在)(個)(g)」に含めておりません。

西田 嘉次

(平成25年12月26日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 75(個) | - (個) | - (個) |
| 新株予約権証券 | - | - | - |
| 新株予約権付社債券 | - | - | - |
| 株券等信託受益証券() | - | - | - |
| 株券等預託証券() | - | - | - |
| 合計 | 75 | - | - |
| 所有株券等の合計数 | 75 | - | - |
| (所有潜在株券等の合計数) | (-) | - | - |

(注1) 上記の「所有する株式等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する株式75株に係る議決権の数75個が含まれています。

久保 隆

(平成25年12月26日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 7(個) | - (個) | - (個) |
| 新株予約権証券 | - | - | - |
| 新株予約権付社債券 | - | - | - |
| 株券等信託受益証券() | - | - | - |
| 株券等預託証券() | - | - | - |
| 合計 | 7 | - | - |
| 所有株券等の合計数 | 7 | - | - |
| (所有潜在株券等の合計数) | (-) | - | - |

(注1) 上記の「所有する株式等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する株式7株に係る議決権の数7個が含まれています。

(注2) 久保隆氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月26日現在)(個)(g)」に含めておりません。

吉岡 富雄

(平成25年12月26日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 7(個) | - (個) | - (個) |
| 新株予約権証券 | - | - | - |
| 新株予約権付社債券 | - | - | - |
| 株券等信託受益証券() | - | - | - |
| 株券等預託証券() | - | - | - |
| 合計 | 7 | - | - |
| 所有株券等の合計数 | 7 | - | - |
| (所有潜在株券等の合計数) | (-) | - | - |

(注1) 上記の「所有する株式等の数」には、対象者の役員持株会における持分に相当する株式7株に係る議決権の数7個が含まれています。

(注2) 吉岡富雄氏は小規模所有者に該当いたしますので、同氏の「所有株券等の合計数」は、前記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年12月26日現在)(個)(g)」に含めておりません。

山田 博文

(平成25年12月26日現在)

| | 所有する株券等の数 | 令第7条第1項第2号に該当する株券等の数 | 令第7条第1項第3号に該当する株券等の数 |
|---------------|-----------|----------------------|----------------------|
| 株券 | 23(個) | - (個) | - (個) |
| 新株予約権証券 | - | - | - |
| 新株予約権付社債券 | - | - | - |
| 株券等信託受益証券() | - | - | - |
| 株券等預託証券() | - | - | - |
| 合計 | 23 | - | - |
| 所有株券等の合計数 | 23 | - | - |
| (所有潜在株券等の合計数) | (-) | - | - |

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との取引

取引の内容

(単位：千円)

| 決算年月 | 平成23年3月期 (第39期) | 平成24年3月期 (第40期) | 平成25年3月期 (第41期) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 原料の販売 | 3,592,421 | 3,712,767 | 4,032,846 |
| 製品の購入 | 2,528,323 | 4,002,945 | 4,907,557 |

(注) 取引金額には消費税等が含まれておりません。

期末残高

(単位：千円)

| 決算年月 | 平成23年3月期 (第39期) | 平成24年3月期 (第40期) | 平成25年3月期 (第41期) |
|------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売掛金 | 198,693 | 112,767 | 101,475 |
| 買掛金 | 118,555 | 157,820 | 70,573 |

(注) 期末残高には消費税等が含まれております。

- (2) 公開買付者と対象者の役員との取引
該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者公表文によれば、対象者は、平成25年12月25日開催の取締役会において、当社による本公開買付けについて、米穀市場を取り巻く環境は、国内需要が継続的に減少していることから、業務提携関係を一段と強固にして、双方の永続的な発展に寄与するために資本提携についても更に一歩進めていくことが必要であるとの結論に至り、また、対象者は非上場会社であるため株主に対する対象者株式を譲渡する機会が制約されているため、譲渡する機会を提供する必要があることも併せ考えた結果、本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者としては、本公開買付けが成立することを希望はしているものの、本公開買付けは対象者の普通株式の全てを取得して完全子会社とすることを企図するものではないことから、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを併せて決議したとのことです。

対象者の取締役のうち、越智孝司は当社からの出向者であることから、利益相反の疑いを回避するために、対象者取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議には参加していないとのことです。当該取締役会には、対象者取締役5名のうち上記1名を除く4名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により上記決議を行っており、当該取締役会には対象者監査役3名（うち社外監査役2名）全員が出席し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の定款には、対象者の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する旨が規定されておりますが、本公開買付けに応募された株式の買付けに関しては、対象者は、平成25年12月25日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、当社が当該株式を取得することを承認する旨を決議しているとのことです。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

| 決算年月 | - | - | - |
|--------------|---|---|---|
| 売上高 | - | - | - |
| 売上原価 | - | - | - |
| 販売費及び一般管理費 | - | - | - |
| 営業外収益 | - | - | - |
| 営業外費用 | - | - | - |
| 当期純利益（当期純損失） | - | - | - |

(2)【1株当たりの状況】

| 決算年月 | - | - | - |
|------------|---|---|---|
| 1株当たり当期純損益 | - | - | - |
| 1株当たり配当額 | - | - | - |
| 1株当たり純資産額 | - | - | - |

2【株価の状況】

非上場株式のため該当事項はありません。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数 株) | | | | | | | | 単元未満株式の状況(株) |
|-------------|------------------|------|----------|--------|-------|----|-------|---|--------------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 所有株式数(単位) | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 所有株式数の割合(%) | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

(2)【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 所有株式数(株) | 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%) |
|--------|---------|----------|-------------------------|
| - | - | - | - |
| - | - | - | - |
| - | - | - | - |
| - | - | - | - |
| 計 | - | - | - |

【役員】

平成 年 月 日現在

| 氏名 | 役名 | 職名 | 所有株式数(株) | 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合(%) |
|----|----|----|----------|-------------------------|
| - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - |
| 計 | - | - | - | - |

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第12期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月26日 近畿財務局長に提出

事業年度 第13期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月26日 近畿財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第14期半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日) 平成25年12月24日 近畿財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社大阪第一食糧

大阪市浪速区桜川三丁目7番12号

5【その他】

該当事項はありません。